府中市で**創業**すると

補助金最大 50万円

令和7年度　府中市起業支援事業補助金をご活用ください

府中市は、新規創業者のチャレンジを応援するため　**店舗の賃貸、設備・備品の購入等開設に係る費用及び市場調査・販売促進等経営安定に係る費用**の一部を補助する府中市起業支援事業補助金を設け創業者を支援しています。
詳しくは、府中商工会議所または上下町商工会へご相談ください。

◆**補助対象者**　令和８年３月３１日までに、府中市内で起業する予定の６５歳未満の方で、市税等の税金の滞納がない**個人**

◆**補助対象事業**　計画性があり、継続発展が見込める事業

◆**補　助　率**　２分の１以内

◆**補助限度額**　最大５０万円　※市内に住所を有する者を雇用した場合、別途補助金の交付あり。

◆**補助対象経費**　起業を目的として、交付決定日から起業開始後１か月以内に支払われた以下の経費（※１）

事業を営むために直接必要な工場、店舗、事務所などの賃貸料（敷金、礼金、保証金等は除く。）又は 開設に係る経費、設備・備品購入費、その他事業開始に係る経費、市場調査費、展示会等の出展費、その他販売促進に係る経費、事業実施に必要な経費（一般経常経費を除く。）

《注意》

①※１…令和８年３月３１日までに全ての手続き（報告書類の提出、補助金請求）を完了いただく必要がありますので、ご注意ください。

②当該補助事業年度終了後、５年未満で事務所を市外へ移転する場合、５年未満で事業を廃止する場合は、補助金を全額または一部返還していただきます。

③当該補助事業について、国、県等他の補助金の交付を受けた場合は、本補助金は交付できません。

◆**申　請　期　限**　~~［第１次］令和７年４月３０日（水）締切・必着~~
~~［第２次］令和７年９月３０日（火）締切・必着~~
［第３次］令和８年１月３０日（金）締切・必着

◆**申請書類提出先**　府中市役所

（事前に必ず府中商工会議所または上下町商工会へご相談の上、ご提出ください。）

府中市役所　商工観光課
〒726-8601　広島県府中市府川町３１５番地
☎（０８４７）４４－９１５３　　FAX（０８４７）４６－１５３５
【E-mail】shoko@city.fuchu.hiroshima.jp

起業支援事業
補助金 HP

●申請スケジュール

月	令和７年 ４	５	６	７	８	９	１０	１１	１２	令和８年 １	２	３
内容	申　請 期　間 <第１次>	審査 ・ 交付 決定				申　請 期　間 <第２次>	審査 ・ 交付 決定			申　請 期　間 <第３次>	審査 ・ 交付 決定	補助 事業 完了 期限

●申請に必要な書類

（１）府中市起業支援事業補助金交付申請書

（２）事業計画書

（３）市税等の滞納がない証明書（完納証明書等）

※交付申請書、事業計画書は、府中商工会議所、上下町商工会に備え付けてあります。
また、府中商工会議所、府中市のホームページからダウンロードできます。

●申請から補助金交付までの流れ

申請期間《申請書提出》
→ 審査　交付決定
→ 補助対象事業期間
→ 完了報告《実績報告書提出》
→ 現地検査
→ 補助金支払

- 申請期間：４月と９月 R8年１月の末日締切
- 審査　交付決定：原則申請期限の翌月
- 補助対象事業期間：**交付決定日以降で、開業届を提出されてから１か月以内**
- 完了報告：事業完了後１か月以内
- 補助金支払：完了報告提出後１か月以内

●その他要件

・次に該当する場合は、対象者から除きます。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に基づく届出を要する事業を営む者。

② 事業の実施に関して、法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有する者。

③ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団に該当する者。

④ 政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定する政治団体に該当する者又は宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体に該当する者

⑤ その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとするとき。

☆その他詳細については、府中商工会議所（☎45-8200）または上下町商工会（☎62-3504）へお問い合わせください。